

## 南相馬市監査委員公表第12号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成29年12月25日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 今 村 裕

記

### 1 監査の種類

定期監査（11月実施分）

### 2 監査の対象

小高区4小学校、小高中学校、鹿島中学校、原町第一中学校、  
原町第二中学校、原町第三中学校、石神中学校、  
総務課、秘書課、財政課、税務課

### 3 監査の範囲

平成29年4月から平成29年9月に実施した事務事業

### 4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

### 5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

### 6 監査の期間

平成29年10月3日～平成29年11月27日まで

## 7 監査の実施場所及び実施日

対 象 課	実 施 場 所	実 施 日 (監査委員監査)
鹿 島 中 学 校	鹿 島 中 学 校	平成29年11月13日 (月)
原 町 第 一 中 学 校	原 町 第 一 中 学 校	
原 町 第 二 中 学 校	原 町 第 二 中 学 校	
原 町 第 三 中 学 校	原 町 第 三 中 学 校	
小 高 区 4 小 学 校	小 高 小 学 校	平成29年11月14日 (火)
小 高 中 学 校	小 高 中 学 校	
石 神 中 学 校	石 神 中 学 校	
総 務 課	監 査 委 員 事 務 局	平成29年11月15日 (水)
財 政 課		
税 務 課		
秘 書 課	監 査 委 員 事 務 局	平成29年11月27日 (月)

## 8 監査の結果

全般的に法令、予算等に基づき執行され、おおむね適正なものであったが、指摘事項が1件認められた。また、学校施設の管理状況について、意見を付すものがあった。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。

### 《指摘事項》

#### 1. 費用弁償費について過年度支出となったもの

平成28年度に開催された情報公開審査会及び個人情報保護審査会に係る委員費用弁償費については、相当期間において伝票処理がされず、支払が遅延し過年度支出となった。

会議に係る費用弁償費については、速やかに支払われなければならないが、費用弁償費を支出することについての認識を欠いており、また出納整理期間中においても未執行であることに気づかず、過年度支出となったものである。これは、地方自治法第208条に規定されている会計年度独立の原則に反するものであり、不適切な処理である。

今後については、会計年度内に支出できるよう事務処理を見直すとともに、会計事務の適正な執行が図られるよう取り組まれない。

(総務課)

## 《意見》

### 1. 学校施設の管理について、適時適切な対応を求めるもの

学校は、様々な考え方、経験、体験を持った児童・生徒が集団で生活することで切磋琢磨し学んでいく場所であり、安全・安心な教育環境を整えることは重要である。

しかし、学校施設の管理状況を確認したところ、一部の学校において、前年度に防火査察により指導を受けた事項が今年度になっても改善されていないものや、施設の老朽化に伴い不具合等が生じている箇所が、長期間にわたり改善されていない状況が見られた。

学校施設については、修繕計画に基づき計画的に修繕が実施されているものの、各学校現場では、刻々と施設の老朽化が進んでおり、雨漏りや給排水設備の修繕など緊急に対応を要する箇所も多数ある。

今後については、各学校と教育委員会で密に連携を図り、定期的な現場の点検・確認をしながら、児童・生徒の安全を確保するよう適時適切な対応をされたい。また、損傷が小さいうちから計画的に対策を行う「予防的修繕」についても、計画的に取り組まれない。

(教育委員会)